

第19 舞台装置等の電気設備（第15条）

本条は、舞台装置、展示装飾のために使用する電気設備及び工事、農事等で一時的に使用する電気設備について規制したものである。

2 「舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備」とは、必ずしも一時的に使用するもののみを対象とするものではなく、恒久的な設備についても適用がある。しかし、特に一時的に使用する設備について、安易な気持ちから生じる工事上、管理上の不備に基づく火災の発生が多いので、これを防止するための実益が大きいと考えられる。

3 第1項第1号

同号アの電灯の位置については、電球にカーテン、どん帳、板等が接しないような位置でなければならないこととしている。

なお、電球にカーテン、どん帳、板等が接するおそれのある場合は、電球に不燃性のガード等を設けることにより、火災予防上安全な離隔距離を確保すること。

同号イの「充電部分」とは、わかり易くいえば電気がきている部分であり、電圧が掛かっている金属部分である。電灯の充電部分を露出させないためには、電球をソケットへ接続すること、又は絶縁物で被覆することが必要である。露出部分があれば、漏電、短絡、感電のおそれがあるからである。

同号ウの「電灯又は配線」は、動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに、過度の荷重、張力が加わらないようにすること。

同号エの「アークを発生する設備」の例としては、舞台上で稲妻を発生する場合の設備が考えられる。「アーク」は、炭素棒等を電極として放電させると生じるもので、炭素の微粒子状の集まりが電流の通路となつて、ジュール熱で数千度の温度となり、光を発するものである。

したがって、火災予防上この設備のケース等は不燃材料で造ったものでなければならない。

同号オの規定は、一つの電線が、二つの回路に共有されるような配線をするを原則として禁止するものである。この場合、共有された部分の電線には、二つの回路の負荷電流が重畳して流れ、当該電線が過負荷になる可能性がある。

したがって、舞台等で一時的に使用する場合には、1本の配線を簡略しがちであるが、これは原則として好ましくない。しかし、特別に負荷電流に応じた設計をし

第19 舞台装置等の電気設備（第15条）

て配線の太さの大きいものを設けた場合には、この禁止規定を適用しないよう運用しても差し支えない。

4 第1項第2号ア

電灯、分電盤、接続器、電動機等は、雨雪、土砂、工事用建設材料、建設用機械器具等により障害となるおそれのある場所又は可燃性のガス若しくは蒸気の滞留するおそれのない位置に設けなければならないことを規定したものである。

なお、「可燃性のガス若しくは蒸気の滞留するおそれのない位置」とは、第3条第1項第3号の「発生し又は滞留するおそれのない位置」と同じである。

5 第1項第2号イ

「残置灯設備」とは、工事等の際、夜間において工事現場等を照明するために設ける電灯設備である。

「自動的に遮断する措置」とは、その回路において、短絡、過電流が生じた場合、自動的に電流を遮断するための措置であって、ヒューズが最も簡単なものであるが、このほかヒューズを用いない遮断器、いわゆるノーヒューズブレーカーでももちろん差し支えない。

6 第2項は、管理の基準について、第12条第1項第9号から第12号までの規定を準用している。ただし、運用上の問題として、第12条第11号の点検、試験等の記録保存の規定については、工事、農事等一時的に使用し、かつ、使用後において電気設備が取り除かれる場合にあっては、その設備を取り除いた後は、必ずしも必要としないように取り扱って差し支えない。